

競技スキー指導員規程

(目 的)

第1条 競技スキー技術の向上と各種競技会の適正な運営を図るために、本連盟に競技スキー指導員（以下「指導員」という。）制度を設け、その認定については、本規程によるものとする。

(精 神)

第2条 指導員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スポーツマンシップに則り、競技スキーを愛好し、すべての選手から敬愛されるよう心掛けなければならない。

(指導員の種類)

第3条 指導員の種類は、次に掲げる2種とする。

- (1) 競技技術指導員
- (2) 競技運営指導員

(指導員適格基準)

第4条 指導員認定の適格基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、年齢は、当該年度の1月1日現在とする。

(1) 競技技術指導員

- ① 日本代表選手として、国際競技（オリンピック、世界選手権、ワールドカップ）に出場したことのある者で、強化活動について実務指導経験のある者。
- ② 国際スキー・スノーボード連盟公認競技会又は全日本A級公認競技会に5回以上出場し、かつ2回以上入賞したことのある者であって、強化活動について実務指導経験のある年齢28歳以上の者。
- ③ ①、②以外の場合であっても、本連盟及び各加盟団体において強化活動の実務指導を5年以上行った者で、各加盟団体が申請して、競技本部が必要と認めた者は、理事会に推薦することができる。

(2) 競技運営指導員

- ① 国際スキー・スノーボード連盟公認競技会又は本連盟公認競技会において、その運営を2回以上経験した者、又は、地方予選の運営に5回以上経験のある者で競技ルールに精通し、競技施設についても十分な知識をもち、かつ、役員参加に積極的な熱意の認められる年齢25歳以上の者。
- ② ①以外の者で、各加盟団体が必要と認め、かつ、十分適格であると認められた者で年齢25歳以上の者は推薦することができる。

(申請手続)

第5条 各加盟団体は、前条に該当する者について、所定の申請書に必要事項を詳細に記入し、3月31日までに申請するものとする。

(決 定)

第6条 前条によって選考された者について、理事会が公認

する。

(登録料)

第7条 前条によって指導員に認定された者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入するものとし、納入したものは、本連盟名簿に登録する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和元年 9月27日 改正

令和 2年 4月17日 改正

令和 5年 9月29日 改正